

ビッグボックス東大和  
月極馬駐車場

会 員 規 約

反社会的勢力との絶縁

ビッグボックス東大和は、反社会的勢力等に関するものに対して毅然とした対応を行い、これらの者の入場を一切認めないと共に、これらの勢力の活動を助長するような行動を、一切行いません。

個人情報の適正な取り扱い

ビッグボックス東大和は、会員の個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩を防ぐため、個人情報を適切に管理するための体制を整備し、厳重に保管いたします。

## 〈会員規約〉

### I. 総則

#### (名称・目的)

第1条 当月極駐車場は、ビッグボックス東大和 月極駐車場（以下「当駐車場」といいます。）と称します。

#### (運営管理)

第2条 当駐車場は、西武鉄道株式会社が所有し、西武レクリエーション株式会社（以下、西武鉄道株式会社と西武レクリエーション株式会社を総称して「当社」といいます。）が運営・管理する施設になります。

### II. 会員

#### (会員制度)

第3条 当駐車場は、会員制とします。

- 2 当駐車場に入会しようとする方または法人は、当社所定の手続きをしていただきます。
- 3 当駐車場の会員種別、月極駐車場料金（以下「月会費」といいます。）等は、別途定めます。
- 4 当社は、会員の種別および月会費を新設、変更または廃止することがあります。

#### (入会資格)

第4条 当駐車場の入会資格は、次のとおりとします。

- (1) 満年齢 18 歳以上（高校生を除きます。）であること
- (2) 当社の定める規則を遵守することにあらかじめ同意していること
- (3) 当駐車場を含めて会員制団体等から除名、会員資格の停止またはそれに類する処分を受けたことがないこと
- (4) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力に属していないこと
- (5) 外国籍の方については、外国人登録証明書または在留カードを有していること
- (6) 入会に先立って、他の会員および利用者に迷惑を及ぼすおそれがある等、当社が好ましくないと判断する事項がないこと

#### (会員証)

第5条 当社は、会員に対して会員証を貸与します。会員は、会員証を適切に保管するものとします。

- 2 会員が会員資格を喪失したときには、当該会員は、会員証を速やかに返還するものとします。
- 3 会員は、会員証を紛失・汚損したときには、速やかに再発行の手続きをとるものとし

ます。この場合、再発行料を別途支払うものとします。

(月会費等)

第6条 会員は、月会費等を当駐車場所定の方法で当社に納入するものとします。

- 2 当社は、月会費等を変更することができます。この場合、3ヶ月前までに会員に通知します。

(会員資格等の譲渡等禁止)

第7条 会員は、当駐車場の会員資格または会員証を譲渡・貸与することはできません。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一つに該当したときには、その会員資格を喪失するものとします。

- (1) 会員資格の有効期間が終了したとき
- (2) 自己の都合により退会を申し出たとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 死亡（会員が個人の場合）、または解散（会員が法人の場合）したとき

(会員の除名)

第9条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、当社は、その会員を除名することができます。

- (1) 当駐車場の規約、細則、施設利用案内の記載事項および館内諸規則に違反した場合
  - (2) 当社または当駐車場の名誉を傷つけ、秩序を乱し、または当駐車場の会員としてふさわしくない行為をした場合
  - (3) 月会費等の支払いを怠った場合
  - (4) 第12条第1項第1号から第8号までに該当する行為を繰り返した場合、または同項第9号に該当した場合
  - (5) 第4条に定める入会資格のいずれかを満たさなくなった場合、または同条の入会資格を満たしていると偽って当駐車場の会員資格を取得した場合
  - (6) 前各号の他、当駐車場の会員としてふさわしくないと当社が認めた場合
- 2 会員が前項各号の事由により除名された場合には、当社は、会員の当駐車場の利用の有無にかかわらず、当月分の月会費を返還しません。
  - 3 除名時において翌月分以降の月会費を既に当駐車場に支払い済みの場合には、当社は、除名退会月の翌月末日に当該月会費相当額を引落口座へ振り込む方法により返還いたします。なお、振込手数料については、会員の負担とします。

(変更事項の届け出)

第10条 会員は、氏名、住所等、入会申込書に記載した事項に変更があったときには、当駐車場のビッグボックス東大和2F総合フロント(以下「フロント」といいます。)に速やかに当社所定の書面によって届け出るものとします。

### III. 施設利用

#### (諸規則の遵守)

第11条 会員、法人会員の登録利用者その他の当駐車場利用者すべて（以下「利用者」といいます。）は、本規約、細則および当社所定の諸規則を遵守するものとします。

2 利用者は、前項のほか、当社の指示に従って、当駐車場を利用するものとします。

#### (利用の禁止)

第12条 当社は、利用者が次の各号の一つに該当するときには、利用者に対し、当駐車場への入場を断り、退場させ、または当駐車場の利用を禁止することができます。

- (1) 当駐車場において酒気を帯びて車両を運転したとき
- (2) 他人の当駐車場の利用を妨げたとき
- (3) 許可なく当駐車場および隣接するビッグボックス東大和、東大和スケートセンターの各施設（以下「施設」といいます）を撮影したとき
- (4) 許可なく施設内で物品を売買し、または個人・団体指導等の営業行為・勧誘行為をしたとき
- (5) 当駐車場において他人を誹謗、中傷する行為に及んだとき
- (6) 当駐車場において他人に対する暴力行為や威嚇行為に及んだとき
- (7) 他人に危害を及ぼし、または不快感を与えるおそれのあるものを当駐車場内に持ち込もうとしたとき、または持ち込んだとき
- (8) その他、施設内の秩序を乱す行為に及んだとき
- (9) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力であると当社が判断したとき

### IV. 施設営業

#### (当駐車場の一時的閉鎖・一時的休業)

第13条 次の各号の一つに該当する場合、当社は、当駐車場の全部または一部を一時閉鎖または一時休業することができます。このうち第1号に該当する場合は、2週間前までにその旨を告知するものとします。

- (1) 当駐車場の増改築、修繕、点検等をする場合
  - (2) 天災地変等の災害により危険が利用者に及ぶと当社が判断した場合
  - (3) 前各号のほか、利用者の安全上、施設に関して重大な事由が生じた場合
- 2 前項の告知については、当駐車場もしくはビッグボックス東大和内の所定の場所への掲示等の方法により行います。
- 3 第1項各号に該当する場合であっても、会員の月会費等の支払義務は、軽減または免除されないものとします。ただし、連続して1週間を超えて閉鎖もしくは休業した場合には、当社は、その期間に相応する月会費を減免するものとします。

(当駐車場の閉鎖)

第14条 次の各号の一に該当する場合、当社は、当駐車場を閉鎖し、会員との契約を解除することができます。

- (1) 法令の制定改廃または行政指導により駐車場営業が不可能となった場合
  - (2) 災害その他により施設の被害が大きく駐車場営業が不可能となった場合
  - (3) 著しい社会情勢の変化その他やむを得ない事由が発生した場合
- 2 前項の事由により当社が当駐車場を閉鎖する場合には、災害等やむを得ない場合を除き、3ヶ月前までに予告するものとします。
- 3 当駐車場を閉鎖する場合には、全ての会員は、その理由のいかんを問わず退会するものとします。その場合、当社は、会員に対して特別の補償を行いません。

(当駐車場の免責事項)

第15条 利用者の責に帰する事由により利用者が受けた損害に対して、当社は、一切の責を負いません。

- 2 当駐車場で発生した傷害その他の事故により利用者が損害を受けた場合には、その事故が当社の責に帰すべき事由による場合を除き、当社は、一切の責を負いません。
- 3 利用者相互間に生じたトラブルについては、当事者である利用者相互間にて解消するものとし、当社は、一切の責を負いません。
- 4 当社は、当駐車場内において、利用者が盗難等の被害を受けたとしても、当該利用者が被った損害について一切の責を負いません。
- 5 前各項の規定は、当社に故意または重大な過失がある場合には適用されないものとします。
- 6 利用者は、自己の責に帰する事由により、当社、当駐車場または第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責を負うものとします。

(遺失物・不審物等)

第16条 利用者は、当駐車場で遺失物、不審物等を拾得または発見したときには、施設スタッフまで知らせるものとします。

- 2 当社は、届出のあった遺失物については、原則として法令等の定めに従い取り扱いします。

(利用者の損害賠償責任等)

第17条 会員が同伴した利用者が自己の責に帰する事由により当駐車場または第三者に損害を与えた場合には、当該会員および同伴者は、当駐車場または第三者が被った損害について連帯して賠償の責を負うものとします。

## V. 雑則

### (個人情報の取扱い)

第18条 当社は、会員の個人情報を、次の目的でのみ利用するものとし、目的の範囲を超えて利用する必要がある場合には、その旨会員にお知らせします。

- (1) 会員に対する連絡のため（月会費等の料金の新設・変更・廃止、休業・営業日の変更もしくは月会費関係等の案内、または遺失物等に関する連絡）
- (2) 月会費等の口座振替等に関する事務手続きのため
- (3) 会員居住地のデータ分析等、個人を特定しない統計的情報管理のため
- (4) 西武グループ内でのサービスの提供のため
- (5) 前各号のほか、当駐車場の適正な運営のため

2 当社は、西武鉄道株式会社の個人情報保護方針に従い、会員の個人情報を適正に管理・利用します。

### (会員への通知等)

第19条 当社は、会員に対する通知を郵送によって行う場合には、会員から届け出があった住所宛てに行うものとし、その発送をもって会員に対する通知をしたものとみなすことができます。なお、会員が届け出を怠ったため、当社からの諸通知等が延着し、または到達しなかった場合であっても、当社は、会員が被った損害については責を負いません。

### (改正)

第20条 当社は、必要に応じて本規約およびこれに付随する細則等当駐車場にかかる規則（以下「本規約等」といいます。）の改正・変更をすることができます。この場合、当社は、本規約等を改正する旨及び改正後の本規約等の内容、改正の効力発生日を会員に告知するものとし、改正の効力は、効力発生日以後、全ての会員等に及ぶものとしします。

2 前項の告知方法については、当駐車場内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等の方法によるものとしします。ただし、月会費等料金を増額する場合（消費税率の変更に基づくものを除きます。）には、登録済みの住所に別途郵送するものとしします。

### (附則)

第21条 本規約は、2020年3月16日から発効します。

## 営業時間について

年中無休 24時間利用可能

## 月会費について

|       | 料金種類    | 月会費(税別) |
|-------|---------|---------|
| 月極駐車場 | 一般      | 18,000円 |
| 月極駐車場 | 西武ハイツ   | 16,000円 |
| 月極駐車場 | 野村マンション | 16,000円 |

### ■月会費の支払い

1. 月会費の支払方法は、毎月27日に翌月分を会員指定の口座より自動引落としによりお支払いいただく方法とします。なお、27日が金融機関休業日であった場合には、翌営業日となります。
2. 通帳の適用印字欄は、(DF.ヒガシヤマト)と表示されます。
3. 支払口座の残高不足等により、所定日にお支払いいただけなかったときには、速やかにフロントにてお支払いください。(月会費等の未納が2ヶ月以上継続した場合には、月会費をお支払いいただくまで車両をロックする等の措置をとることがあります。)

### ■料金種類の変更

1. 会員が料金種類の変更を希望する場合、変更を希望する月の前月28日(2月は25日とします。)までに、会員本人が来場し、当社所定の手続きをとるものとします。
2. 会員が毎月10日までに料金種類変更の手続きをした場合、翌月分からは、変更後の料金種類の月会費でお支払いいただきます。
3. 会員が毎月11日から28日(2月については、11日から25日までとします。)までに手続きをした場合には、手続きの際に変更後の月会費の翌月分をフロントにてお支払いいただきます。引落しは、変更前の料金で行われますので、翌々月分以降の月会費の支払い時に調整いたします。
4. 会員が月会費等を未納している間は、料金種類の変更手続きをすることができません。
5. 電話による料金種類の変更手続きは、受け付けられません。

### ■退会

1. 会員が自己の都合により退会を希望する場合、会員本人がフロントに来場し、当社所

定の手続きをとるものとします。

2. 会員が退会を希望する月の10日までに退会手続きをした場合、翌月分の月会費は、引き落としされません。
3. 会員が退会を希望する月の11日から28日(2月については11日から25日までとします。)までに退会手続きをした場合、当該会員の退会手続き前の月会費と同一金額を引き落としされますが、当該金額については、退会月の翌月末日に引き落とした口座へ振り込む方法により返還いたします。なお、振込手数料については、会員の負担となります。
4. 退会月の月会費については、退会月の途中から利用がなかったとしても、当社は日割計算をせず、会員は1ヶ月分の月会費を支払わなければなりません。
5. 月会費の未納期間が3ヶ月以上継続したときには、当社は、当該会員を除名することができます。
6. 会員は、月会費を未納している場合には、退会手続きをすることは、できません。
7. 当社は、電話による退会手続きを受け付けないものとします。

#### ■明渡し義務

1. 会員が退会し、または除名されたことにより当駐車場の使用期間を終了した場合には、会員は、速やかに車両を撤去し、当駐車場を明け渡すものとします。
2. 前号の場合、会員が当駐車場の使用期間の終了までに車両を撤去せず、当駐車場を明け渡さない場合には、会員は、本使用期間の終了日の翌日から明渡し完了日に至るまでの使用料金相当額の倍額を支払い、かつ、明渡し遅延によって当社が被った損害を賠償するものとします。
3. 会員が退会し、または除名されたことにより当駐車場の使用期間を終了した後に、当社が相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず会員が車両を撤去しない場合、または会員に対して会員から届け出があった住所宛てに撤去の通知を送付したにもかかわらず当該通知が会員に到達せずに当社に返送された場合には、当社は、会員が当該車両の所有権を放棄したものとみなし、会員は、これに対する一切の異議申し立てを行わないものとします。なお、この場合において、車両の撤去、保管および処分に必要な費用については、当該会員の負担とします。

### 駐車場の利用について

#### ■利用方法

1. 当駐車場を利用できる車両の大きさについては、長さ5メートル、幅2.3メートル、高さ2.1メートル、重量2トン以内の車両であり、会員登録手続き時に当社に届け出た車両に限ります。なお、オートバイ、特殊車両その他当社がご利用をお断りする車両については、当駐車場をご利用になれません。



2. 当駐車場で車両を運転する場合には、みだりに警笛を使用せず、安全な速度で、かつ、静かに徐行するものとします。
3. 代替をする場合は、事前に当社まで連絡するものとします。
4. 当駐車場に駐車する場合には、必ず施錠をするものとします。

#### ■遵守事項

1. 当駐車場で喫煙をしないこと
2. 不要物（ゴミ等）を持ち込み、または放置しないこと
3. 管理室、機械室、倉庫等当社が立ち入りを禁じる施設には立ち入らないこと
4. 当駐車場で宿泊しないこと
5. 当駐車場で車両の洗車、修理等を行わないこと
6. 当駐車場に車両のタイヤ、工具類を放置しないこと
7. 当駐車場の施設もしくは器物や他の当駐車場利用者の車両等を毀損し、または汚損するなどの迷惑行為をしないこと
8. その他、当駐車場の業務、または他の利用者の妨げとなる行為をしないこと

#### ■駐車拒否

当社は、会員の当駐車場利用について次に定める事項に該当するときには、会員に対して当駐車場の利用を拒むことができ、その場合、会員は、異議なくこれに従うものとします。

- (1) 車両に引火物、爆発物その他危険物を積載し、または取り付けているとき
- (2) 非衛生的な物を積載し、または非衛生な積載物をこぼすおそれのあるとき
- (3) 危険物、爆発物、動物等を積載しているとき
- (4) 著しく騒音、臭気を発するとき、または発するおそれのあるとき
- (5) その他当駐車場の管理上支障があると認められるとき

以上